

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年6月 23 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1900421号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2000006号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成25年12月2日、喪失年月日を平成27年3月11日に訂正し、平成25年12月から平成27年2月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。
平成25年12月から平成27年2月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における平成26年7月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。
平成26年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 3 請求者のA社における平成26年12月10日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。
平成26年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成25年12月2日から平成27年3月11日まで
② 平成26年7月10日
③ 平成26年12月10日

A社に勤務していた請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。A社との間の労働契約書、同社の出勤簿及び給与明細書（平成26年夏季賞与及び冬季賞与分を含む）を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は昭和39年4月27日に会社成

立していることが確認できることから、請求期間①において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、請求者が提出した平成26年3月11日から平成27年3月10日までの期間を雇用期間とする同社との労働契約書及び同社に係る請求期間①の給与明細書並びに同社事業主の回答から、請求者は、請求期間①において厚生年金保険の被保険者となるべき要件を満たした上で同社に勤務していたことが確認できる。

一方、上記給与明細書並びに同社から提出された平成25年分、平成26年分及び平成27年分給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求期間①について、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）による記録の訂正是認められないものの、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成25年12月2日、喪失年月日は平成27年3月11日であると認められ、請求期間①の標準報酬月額については、上記給与明細書及び源泉徴収簿により確認できる報酬月額並びに日本年金機構の回答から、26万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書（支給日平成26年7月10日、夏季賞与）及び上記源泉徴収簿により、請求者はA社から賞与25万円を支給されたことが確認できるものの、請求期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正是認められないものの、請求者のA社における請求期間②に係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間③について、請求者から提出された給与明細書（支給日平成26年12月10日、冬季賞与）及び上記源泉徴収簿により、請求者はA社から賞与25万円を支給されたことが確認できるものの、請求期間③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、厚生年金特例法による記録の訂正是認められないものの、請求者のA社における請求期間③に係る標準賞与額の記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900446 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2000007 号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年12月20日の標準賞与額を24万4,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年12月20日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成23年12月20日の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和55年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月20日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与記録がないことを知ったので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者の請求期間に係る適用台帳及び被保険者標準賞与額決定通知書、並びに金融機関から提出された請求者の請求期間に係る「預金共通月中異動および残高明細表」により、請求者は、同社から平成23年12月20日に賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記健康保険組合から提出された請求者の請求期間に係る適用台帳及び被保険者標準賞与額決定通知書、金融機関から提出された請求者の請求期間に係る「預金共通月中異動および残高明細表」並びに年金事務所から提出された他の従業員の平成23年12月分賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び「給料明細一覧表(23冬期賞与)」により推認できる厚生年金保険料控除額から、24万4,000円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月20日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間について、A社が加入するB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳及び被保険者標準賞与額決定通知書により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額よりも高額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記適用台帳及び被保険者標準賞与額決定通知書により確認できる賞与額から、25万円とすることが妥当である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。